建設業者の登録 建設業者の登録まつ消 肥料検査成績の公表 昭和四年四月十五日第三種郵便物認可、母週火、金曜日発行(但休日に当る」。さは翌日)

鳥取県告示第二百四十六号

示

告

郷町大字引地字杭ノ和田の区域に編入する。 七十九条第一項の規定により、 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百 次の公有水面埋立地を東

昭和三十六年五月二日 鳥取県知事

♦告示

の区域変更公有水面埋立地を東郷町の区域編入に伴う字

建設業者の変更登録

建設業者の登録

目

次

石 破

四〇番五九地先四、二二六、五平方メー (坪五合一勺) 東伯郡東郷町大字引地字杭ノ和田四〇番二、 トル(一、二七 四〇番三、

おり建設業者登録簿に、昭和三十六年五月二日変更登録おいて準用する同法第八条第一項の規定により、次のと の規定による変更届の提出があつたので、同条第二項に建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三条第一項

鳥取県告示第二百四十七号

◆ **教委告示** 定例教育委員会の招集 ◆ **人委規則** 職員の任用に関する権限の委任に関する規則の一部改正 職員の任用に関する規則の一部改正 職員の任用に関する規則の一部改正 の一部改正

昭和三十六年五月二日

人委告示

改正任

用に関する規則に基く選考の基

鳥取県知事 石

朗

(人)第四八四号鳥取県知事登録

岸

建 豩 設

旧新

登 録

番

号

名 H

鳥取県告示第二百四十九号

した次の肥料の検査結果を同条第五項の規定により公表する。

昭和三十六年五月二日

肥料収締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第一項の規定に基づき、昭和三十六年一月及び二月に実施

	H)	11110	0	月2			大曜	-	鳥	取	県	公	報	Я	¥322	.0 7		
		第一種複合肥料	魚かす粉末	•	ひまし油かす粉末	塩化加里	副産りん肥	熔成りん肥		硫酸アンモニア	(二月分)		第一種複合肥料	過りん酸石灰	肥料の種類	(一月分)		
室燐加肥料工業株式会社	日産化学工業株式会社	電気化学工業株式会社	鳥取県中央農業協同組合連合会	伊藤製油株式会社	豊国製油株式会社	丸紅飯田株式会社	志村化学工業株式会社	日之出化学工業株式会社	東洋髙圧工業株式会社	宇部興産株式会社		鳥取県中央農業協同組合連合会		室燐加肥料工業株式会社	保証票添付者		鳥取県知事石	
	_											Ξ	_		検査点数		破	
	0				0	0	0	0	0	0		0	Ö	0	うち不合格点数		训	
																	•	

第3220号 火曜日 鳥 取 県 公 報 2

鳥取県告示第二百四十八号

次のとおり建設業者登録簿に登録した。 建設業法(昭和二十四年法律第百号) 第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、

昭和三十六年五月二日

(个)第五五四号鳥取県知事登録 登録番 第四五四号 第五七五号 号 登録年月日 //

四、三三昭三六、

八 五

協 (有) 松 和 建

浦

組

米子市西町一番地

設 (有)

原 建 設 (有)

藤

名 鳥

取

県

知

事

主たる営業所の所在地 米子市道笑町二丁目

申請者氏名

西伯郡伯仙町法勝寺 藤原 福徳

建設工事

谷田 54

鏡 土木工事

建築工事

松浦

石

朗

八頭郡船岡町上野一八鳥取市今町一丁目一三八

野一八頭郡船岡町上

営業所 の 所 在 地

摘

要

支店

岸田長太郎 申請者氏名

まつ消年月日

昭三六、二七

項の規定によ

5 F	昭和36年	5月2日	火	曜日	鳥	取	県	公	嵙	Į Ž	第322	20号	
理 事 中嶋 義人 気高郡気高町大字会下	就任した役員の氏名及び住所三番井手土地改良区	鳥取県知事 石 破 二 朗昭和三十六年五月二日	告示する。	が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十一条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八	鳥取県告示第二百五十二号			// 第七四三号 // (有) 西山建設	# 第七四二号 # 岸本塗装店	(へ)第七四一号 四、二八 鳥取県知事登録 昭三六、 髙 田 組	登録番号 登録年月日 名 称	鳥取県知
果当選し同日就任、任期	昭和三十六年二月二十 加山 善市	監事 地原 重治	尾崎政	// 加山 建吉 // 久野 秀夫	ル 尾崎 儀政	/ 久野 哲哉		Ā : 57 E	西伯郡名和町大字甲平	鳥取市川外大工町	倉吉市中河原二〇八	主たる営業所の所在地	事石破
年。	日通常総会において総選挙の結	下原		郡家	下原	郡家			西山万欠邻 土木工事	岸本熊太郎 塗装工事	高田 栄 土木工事	申請者氏名 摘 要	二朗

i)

第3220号

森本

茂信

勇吉 幾治

徳吉

徳田 天川

直徳 豊蔵 勇吉

西品治 安長

偉 臣

湖南隅

吉田 田中

古 萬 服 部

柳八

山本

松尾 福田 池沢

菖 服蒲 部

前田

古海

本荘

幸延 亀芳 哲雄 鉄蔵 第3220号

名及び

住

所

熊治 重蔵 勝治 実蔵 鳥取市円通寺 八頭郡河原町袋河原

11 // 上味野 倭文 長谷

三田

吉之

加藤 湧本

下味野

石蔵 潔

//

理

荻原

秋山

建部

長谷

三田 加藤

潔

鹿蔵

横枕 下味野 上味野

重蔵 教正 勝治 吉之 鳥取市円通寺 11

倭文

就任した役員の氏名及び住所 熊治 幸一 八頭郡河原町袋河原 //

山根

晚 菖 朝 稲 蒲 月 賀露

事 森本 浜部 奥田 森下友五郎 前嶋熊太郎 徳五郎 寿美

田 光好

山町

((

徳尾

秋里

安長

秦太郎

西品治 山町

杉田 奥村 山田 坂本

光好 秀治 直徳

源蔵 郎 八頭郡河原町 // 賀露町 布勢

布袋

浜部徳五郎

火曜日 鳥 取 県 公 報

竹中.

鳥取市倭文 11 新品治町

奥 岸 中 森田 田 村 本

平 鉄 寿次 治 治 賀露町

当選し四月一日就任、任和三十六年三月三十日通 した役員の氏名及び住所 倉吉市広 年。 瀬

広瀬土

地

改良区

退任

重光

昭和36年5月2日

結果当選

事

寿雄

常総代会において総選挙の

び住所 頭 郡 河原町大字山.

Ŀ.

現 事 山田 哲市 就任した役員の氏名及び

竹内 小谷 愛生 隼男

哲夫

哲市

Ш

勝美 幸信

Ш

田

富実

茂見 太郎

進

退任した役員の氏名及び住所 上土地改良区 竹 兼蔵

理

八頭郡河原町

ΙĬΙ

第3220号

火曜日 鳥 取 県 公 報

ように改正する。

第七条第四号の次に次の一号を加える。

和三十二年鳥取県人事委員会規則第十号)

の一部を次の

に公布する。

勤務した期間 又は他の地方公共団体に 国家公務員、公共企業体

を

別表第二

中

Ŧi.

事業団、

公庫又は公団に勤務する者

附

に改める。

則

した期間 い公庫又は公団に勤務 他の地方公共団体、事業 国家公務員、公共企業は

務業体

十六日から適用する。 この規則は、

公布の日から施行し、

昭和三十六年四月

はできない。

職員の初任給、昇格、 昇給等の基準に関する規則 (昭

職員の任用に関する規則 0 部部 を改正する規則をここ

昭和三十六年五月二日

鳥取県人事委員会委員長

Ħ

本

覚

减

鳥取県人事委員会規則第二十四号

職員の任用に関する規則

(昭和二十七年鳥取県人事委

職員の任用に関する規則の一部を改正する

第十三条を次のように改める。

員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

(条件附採用の期間の延長)

第十三条 職員で次の各号の一に該当する者にあつては、

とする。 それぞれに定める間条件附採用の期間を延長するもの 但し、 条件附採用の期間は一年をこえること

中の者にあつては、 警察官に採用され警察教養施設において教育訓練 教育訓練期間を修了するまでの

竹内 山田 小谷 小谷 小谷 山田富二夫 由 淵 田 勝美 愛生 隼男 寿雄 宣久 兼蔵 太郎 清雄 喜隆

果当選 昭和三十六年三月二十五日通常総会にお し四月十日就任、 任期二年。 いて選挙の結

哲夫

3

教育委員会告示

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の

部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年五月二日

H 本 覚

る規則 0 一部を改正する規則

鳥取県教育委員会告示第二十七号

職員の初任給、昇格、 昇給等の基準に関す

1

定例教育委員会を次のとおり 招集する。

昭和三十六年五月二日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷

貞

彦

_ 場所 日時 昭和三十六年五月八日 鳥取県教育委員会会議室 生. 後一時

命について

 \equiv

議題

公立学校共済組合運営審議会委員等の任

その他

人事委員 公規則

鳥取県人事委員会委員長

鳥取県人事委員会規則第二十三号

第3220号

鳥取県人事委員会告示第二号

人事委員会告示

あつては、

その日数が九十

前号

のほか、

条件

.附採用の期

間

0

開始後六月間に

(任命権者への委任)

昭和36年5月2日

00734 鳥 取県 火曜日 改正する規則をここに公布する この規則は、

職員の任用に関する権限の委任 公布の日から施行する 17 関する規則の

昭和三十六年五月二日

鳥取県人事委員会委員長 中

本

覚

蔵

鳥取県人事委員会規則第二十五号

職員の任用に関する権限の委任に関する規

則の一部を改正する規則

十七年鳥取県人事委員会規則第十二号) うに改正する。 職員の任用に関する権限の委任に関する規則 0 一部を次のよ (昭和二

第二条を次のように改める。

おいて実際に勤務した日数が九十日に満たない者に 日に達するまでの間 時の職のうち、左の各号に定める職への臨時的任 ついては、 人事委員会規則第十一号) 一月以内に廃止されることが予想される職 職員の任用に関する規則 各任命権者にその権限を委任する。

第九条第二号に規定する臨

用に

(昭和二十七年鳥取県

- 単純な労務に従事する職
- Ξ 教育に従事する職のうち、 左に掲げる職

一部を

- 者の補充教員 休職者並びに負傷又は疾病による特別休暇中の
- 内地留学者の補充教員
- 季節間分校の教員

この規則は、 公布 0 日から施行し、 昭和三十六年四月

日 から適用する。

三六九三 0 一四八 六等級に一年以上在職六等級に四年以上在職 五等級に五年以上在職

を

11 昭和36年5月2日

五等級に三年以上在職

火曜日 鳥 取 県 公 報

改正し、

昭和三十六年五月一日から適用する

昭和三十六年五月二日

二年鳥取県人事委員会告示第三号)

の一部を次

のように

職員の任用に関する規則に基く選考の基準

(昭和三十

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚

蔵

政職選考基準中

三六九三 〇三六〇 六等級に三年以上在職六等級に七年以上在職 五等級に三年以上在職

に改め

備考 六年鳥取県人事委員会規則第八号。 「職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十 (昭和三十二年鳥取県人事委員会規則第八号。 1 中 「職務の等級に分類される職に関する規則 に改め しを

備考 る規則」 則しを 2中「職員の初任給、 「職員の初任給、 に改める。 昇格、 昇給等の基準に関する規 昇給等の基準に関す

10 HHTH	10 阳100年0732日								N 7 4K 3102201						
四等級	六					1		ĺ				***************************************	VAR	<u> </u>	五.
	医 療 職	四四	七七	八	_	四四	七		=	一六	六	九	11	五	医療
中 初 級	三選	"		"	=	四	四		<i>"</i>		"	=	四	四	·····································
短 高 校 卒 一 三	口選考基準中		二等級に六年以上在職		三等級に四年以上在職	四等級に四年以上在職	四等級に七年以上在職			二等級に七年以上在職		三等級に四年以上在職	四等級に四年以上在職	四等級に六年以上在職	医療職口選考基準中
			左職		在職	在職	在職			在職		左職	在職	在職	
		_		,	~		<u>'</u>							·	
	に 改 め る。							<i>€</i>							
L_															

二一二三二四七二	三六九三	〇一四八
二等級に八年以上在職	三等級に六年以上在職	四等級に一年以上在職四等級に五年以上在職

æ

四等級	五等級
中初級級	初級
短高中大 校卒	高校卒
○三七	O 四
五等級に三年以上在職	ï

に改め、

昭和36年5月2日 火曜日 鳥 取 県 公 報 第3220号 12

<u> </u>	六	<u>=</u>	七	0	=	七七	=	六	九	=	0		四	八
" "	"	二等級に三年以上在職	"	"	"	三等級に四年以上在職	四等級に三年以上在職		"	四等級に五年以上在職		五等級に一年以上在職	五等級に四年以上在職	五等級に五年以上在職

研究職選考基準中

一一二二 五五八一五		三六九三	0 = * 0
// 「等級に五年以上在職	三等級に七年以上在職	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	五等級に111年以上在職五等級に111年以上在職

に改める。

○三六〇

四等級に三年以上在職

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発 行 日火火

金

印 発 定所者 一所 県

1	1	l	1 1			七					
ţ	一等級	二等級	三等級	四等級	等級	医療	二 三 三 六	一二二、九三	五八一	. 二	
	看護婦養成所卒	看護婦養成所卒	看護婦養成所卒	准看護婦養成所卒	学歷	職三選考基準を次	<i>)) </i>	二等級に八年以上	11 11 11	三等級に五年以	
	10	六	0	0	経験年数	を次のように		上在職		上在職	
	二等級に四年以上在職	三等級に六年以上在職			在等級年数	改める。			に改める。		
5 現に職員である者の在等級する。	采用の場合は、学歴 よることができる。 経験性	が職り る員を	第二条に定める学歴免許等2 学歴免許等の資格の区分	適用する。、等級分類の規	VHI						
る年数をもつて、在等級年数と一般年数は、その属する等級に分	漢手致こよるものとする。 石等系生数の いっれかった	さま至等及耳及の、「しい」「うな」を対しています。	ずの資格の区分並びに経験年数を力並びに経験年数は、初任給規則	中の医療職員等級別区分表に	老						